

佐倉市中古住宅解体新築支援事業

佐倉市では、住環境の向上、定住人口の維持・増加、地域の活性化を図ることを目的に、中古住宅を購入し、解体後新築、居住をするかたに、解体費用の一部を補助します。

※ 補助事業は **事前申請** となります。補助事業をご利用される場合は、**解体工事前**にご相談ください。

対象者	(1) 申請者が佐倉市内で自ら居住するために、中古住宅を購入し、これから解体工事を行う方。 (2) 同一世帯に佐倉市税を滞納している世帯員がいない方。 (3) 解体後に新築住宅（床面積 50㎡以上）を建築し、令和6年3月31日までに住所移転が完了する方。 (4) 2004年（平成16年）4月2日以降に生まれた子どもを育てている世帯、または令和4年4月1日時点において夫婦どちらかが40歳未満の世帯 ※新築工事は令和5年3月31日までに着工することが条件です。
対象となる物件	(1)補助申請前1年以内に購入した物件 (2)親族以外から取得した物件 (3)昭和56年5月31日以前に建築された床面積50㎡以上の建物
対象となる工事	建物及び外溝等の解体工事
交付の条件	(1) 自治会の加入に努めること (2) 申請者が新築後の所有権の2分の1以上を保存登記すること (3) 令和6年3月31日（翌年度末）までに同居する者全員の住民票を新築住宅の所在地に移転すること (4) 過去に補助金の交付を受けていないこと
申請に必要なもの	① 補助金交付申請書 ② 中古住宅の取得に関する契約書等の写し ③ 同居予定者全員の住民票（コピー不可。取得後3か月以内のもの。） ④ 同居予定者全員の過年度佐倉市税の滞納のないことを証する納税証明書（学生を除く コピー不可 R4. 4. 1以降取得のもの） ※申請日時点または過去に、佐倉市に住民票がなく、佐倉市内に固定資産を有していない方は、「申立書」を提出してください。 ⑤ 中古住宅の登記事項証明書（コピー不可。取得後3か月以内のもの。） ⑥ 中古住宅の位置図 ⑦ 中古住宅の解体に関する契約書の写し ⑧ 新築住宅の請負契約書の写し（新築住宅の床面積の記載が無い場合、床面積が分かる資料も追加してください。） ⑨ その他市長が必要と認める書類 ※委任を受けた方が申請する場合は委任状（同居の親族が申請来庁される場合は、委任状不要。） ※添付書類についてはご相談ください。
補助金額	解体に係る経費の2分の1以内（上限額 30万円）
募集件数	10件（300万円） ※予定
募集期間	令和4年4月15日～令和5年2月28日 ※予算額に達した場合は、募集期間内でも締め切らせていただきます。

お問い合わせ：住宅課 住生活推進班 ☎043-484-6168（直通）